

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付の実施について

## ●貸付対象

大郷町に住所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(申請は生計中心者が行うことができます)

## ●貸付金額

10万円以内【以下のいずれかに該当する場合は20万円以内の貸付も可能です】

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
  - i 新型コロナウイルス感染症防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
  - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
- カ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

●措置期間 1年以内(貸付金を受けた翌月から償還開始までの準備期間)

●償還期限 措置期間経過後2年以内(金融機関口座から口座振替で毎月償還)

●貸付利子 無利子

●保証人 不要

●その他 申請から決定~送金までは数週間程度としています。

## ●申請に必要な書類等

①本人確認 申請者(生計中心者)	運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等
②通帳 申込者(生計中心者)	七十七銀行、仙台銀行、ゆうちょ銀行、農協のいずれか
③印鑑	通帳登録の印鑑
④減収が確認できる書類等	給与所得者【減収前後(数か月程度)の給与明細書、預金通帳等】 個人事業主【減収がわかる帳簿、売上明細、記録等】
⑤住民票	世帯全員分、本籍地や続柄、世帯主記載が省略されていないもの。 ※マイナンバーは記載しないでください。

※その他必要に応じて追加で書類の提出を求めるともあります。

●実施期間 令和3年11月末まで延長になりました。

## ●申請場所・受付時間

大郷町社会福祉協議会（黒川郡大郷町粕川字東長崎31-7）

受付は、平日の午前9時30分から午後4時まで

※事前予約のご協力をお願い致します。

次のいずれかに該当する場合は、貸付対象外となります

- 1 生活保護を受給中の世帯（生活保護申請中も含む）
- 2 この特例貸付をすでに借り入れている世帯
- 3 貸付申込の書類に記載されている内容が事実と異なる場合
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少が確認できない場合
- 5 債務整理中世帯、弁護士等に債務整理を依頼している世帯
- 6 申請から償還完了まで世帯構成員に暴力団員がいる世帯
- 7 外国籍の方で、在留資格が「一般永住者」または「特別永住者」でない場合 など

お問合せ先 大郷町社会福祉協議会 Tel022-359-2753